

# 山梨県公報

第二千八百七十号

平成三十一年

三月二十五日

月 曜 日

## 目次

○山梨県土地利用基本計画の変更……………	一〇九
○道路の供用開始(二件)……………	一〇九
○指定代理金融機関の指定の一部改正……………	一〇九
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	一一〇
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	一一〇
○公共測量の終了……………	一一〇
○基本測量の実施……………	一一〇
○公共測量の実施……………	一一〇
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	一一一

## 告 示

### 山梨県告示第七十四号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。その関係図書は、山梨県総合政策部地域創生・人口対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 変更に係る事項 山梨県土地利用基本計画の計画図の変更
- 二 変更内容 計画図の変更

- 1 甲州市における森林地域の縮小
- 2 北杜市における森林地域の縮小
- 3 山中湖村における森林地域の縮小
- 4 忍野村における森林地域の縮小

### 山梨県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	甲府市梯町字割畑五八九番一 地先から 甲府市梯町字割畑五九三番二 地先まで	七四・三	平成三十一年三月二十五日

### 山梨県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十一年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	四百十一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七 八三番二九地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七 八三番二地先まで	三四〇・〇	平成三十一年三月二十五日

### 山梨県告示第七十七号

指定代理金融機関の指定(昭和五十五年山梨県告示第二百七十一号)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

表中「株式会社近畿大阪銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に、「大阪市中央区城

見二丁目四番二十七号」を「大阪府中央区備後町二丁目二番一号」に改める。

# 公 告

## ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 平成三十一年三月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人地域活性化婚活支援出雲会
  - 2 代表者の氏名 青柳健藏
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市若宮二十五番地七
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、結婚を望む多くの人々に対して、結婚の仲介等を行い円満な家庭作りに奉仕することにより少子高齢化問題の改善に貢献し、また地域活動への参加を通じて地域住民との連帯を深め、地域及び社会の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十一年三月十四日から同年四月十四日まで

## ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 平成三十一年三月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人フェアボール山梨
  - 2 代表者の氏名 野澤奈加子
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市緑が丘二丁目十二一六

4 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障がい児・者に対して、権利擁護及び福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成三十一年三月十四日から同年四月十四日まで

## ● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により昭和町から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（数値修正（地図情報レベル二千五百）、地図編集（地図情報レベル一万））
- 二 測量の地域 昭和町全域
- 三 測量の期間 平成三十年七月二十三日から平成三十一年二月二十八日まで

## ● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

## ● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 北杜市長坂町長坂上条地内（県道長坂高根線）

三 測量の期間 平成三十一年三月二十日から同年七月三十一日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十一年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市新西原二丁目四千百三十八番三から四千百三十八番十三まで及び四千百三十八番十五から四千百三十八番四十までの区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 緑地 ゴミステーション	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市上暮地一丁目十三番二号 田村卓正

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番